

第二十四回帝國議會 水利組合法案委員會會議錄(速記)第三回

會議

明治四十一年二月二十八日午前十一時四十九分開議

出席委員左ノ如シ

竹越 與三郎君 植場 平君 古井 由之君
長 晴登君 尾見 濱五郎君 小澤 愛次郎君
神前 修三君 武内 美代吉君 竹村 良貞君
安念次左衛門君 伊夫伎 資弼君 飯島 省三郎君
横井 甚四郎君

出席政府委員左ノ如シ

内務省地方局長 床次竹二郎君

内務次官 吉原 三郎君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

内務省書記書 中川 望君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

水利組合法案

○委員長(竹越與三郎君) ツレデハ協議會ハ、是デ止メテ本會ニ移リマス

○長晴登君 是ハ便宜ノタメニ十箇條若クハ二十箇條位ヲ、議シテ戴キタイ

○委員長(竹越與三郎君) ツレデハ第一章全部ヲ討論ニ附シマス

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○委員長(竹越與三郎君) 異議アリマセヌカ、後デハイケマセヌヨ、第二章全部ヲ議

題ト致シマス

○神前修三君 私ハ第二章ノ十一條三項ノ中テ聊カ修正シタイと思フ、三項ノ但書

ニヨリマス、特別ノ事情アルトキハ創立委員ハ府縣知事ノ定ムル所ニ依リ關係者又ハ

總代人ノ代リヲ許スコトヲ得「トアル」又ハ總代人「ト云フ」五字ヲ削除シタイと思フ、是

ハ最前モ段々政府委員ノ御説モゴザイマシタガ、成ルベク漁村アタリニ付テハ總代人ニ

選マレツ、或ハ會ニ出席セヌト云フヤウナコトガアツテ、會議ノ成立セヌコトヲ恐レテ、斯

ウ書イタト云ヒマスケレドモ、是ハ漁村邊ニハ水害豫防組合、水利組合ト云フモノハ

全クナシ、全體總代人ニ選舉セラレタ者ガ出席セズシテ、他人ニ委託シテ代人ヲ出スト

云フコトハ、誠ニ奇態ナ感ヲ生ジマス、關係者ガケナレバ代理人ヲ許スト云フコトモアル

ガ、總代人ニ代理ヲ許スト云フノハ、縣會議員ヤ衆議院議員ニ代人ヲ出スト云フヤウ

ナコトデ、オカシイト思フ、又一方デ今日ハ田舎ニ於キマシテハ、隨分惡イ者ガ横行シテ

居リ、斯様ナ者ガ代人ニ出テ、物ノ成立ヲ妨害スルヤウナ事ガ多クゴザイマス、故ニ此

五字ヲ削除致シタイと思ヒマス、此動議ヲ提出致シマス

○政府委員(床次竹二郎君) 是ハ神前サシノ御説モゴザイマスケレドモ、先ニ漁村ノ

例モ申上ケマシタガ、尙一例ヲ申上ケマスレバ、大地主ナドノ澤山アルヤウナ處デ、其大

地主ガ總代ニ選マレタトキニ、代人トシテ同ジク支配人カ何カヲ出スト云フコトハ必要ナ

コトデ、已ムヲ得ヌコトヲラウト思ヒマス、サウ云フヤウナトキニハ便利ヲ與ヘタ方ガ宜カラ

ウト思ヒマス

○神前修三君 唯今政府委員ノ御説モゴザイマスケレドモ、左様ナ大地主ヤ何カ選

舉セラレタトキハ、自己ノ家ノ番頭ヲ出ス、若シ番頭ヲ出ス位デアリマスレバ、總代ヤ何

カニ選バレル氣遣ハナイ、是ハ甚ダ奇態ナコトデ、人カラ選マレタ代表スル人ガ、代人ヲ

出スト云フコトハ恐ラク全國中無イト思ヒマス、是ハツレナ心配ハゴザイマセヌト思ヒマス

カラ、政府モ御譲リ下サレテ取ツタ方ガ宜カラウト思ヒマス

○政府委員(吉原三郎君) 是ハ詰リ云フト理論デモナイ、實際カラ起ツタコ

トデ、實際ノ便宜ト云フ方カラ起ツテ來タノデスガ、是ハ内務省ガ此規程ヲ成スニ付キマ

シテ、調ベテ見マスト斯ウ云フ場合ガアルドラウト想像シテ置イタモノデアアル、汎ク地方官

ノ意見ヲ徵シマシタトコロガ、事實漁村トカ大地主ノ場合ニハ差支ノコトガアルカラ、總

代人ニ代理ヲ許ス方ガ宜イト云フ申立ガアツタノデ、ツレヲ採用シテ起ツタノデアリマス、

神前君ノ地方ニハサウ云フコトガナイカ知レマセヌガ、是ハ汎ク地方官ノ意見ヲ徵シテ其

結果デ此處ヘ出シタノデアリマス、成ルベク水利組合ナドハ事實ニ近クナルヤウニ致シタ

イト云フノガ、此改正案ノ趣旨アツタノデ、茲ニ採用シタノデアリマス

○神前修三君 私モ今一應政府委員ニ申上ケマスガ、此總代人ノ代理人ヲ許スト云フ

コトハ、地方官會議ナドニ於テ此事ヲ極メタノデ、地方官ノ意見ヲ聽イテ極メラレタト

云フ御説デアリマスガ、全ク現在地方官ニハ、水利組合カ、水害組合ニ付テハ實際ヲ

知ラヌ、既ニ次官モ御承知アラセラレマセウガ、非常特別稅ヲ極メル時ニ、町村ノ制限

ヲ極メル場合ニ、ヤハリ地方官ニ御尋ニナツテ極メタトコロガ、甚ダ地方官ガ迂遠デアツタ

ト云フコトハ事實ニ於テ御承知デアラウト思ヒマス、此處ハヤハリ斯ウ云フコトハ取ツタ方

ガ宜カラウト思ヒマス、政府ノ御同意ヲ得タイ

○政府委員(吉原三郎君) 地方稅制限ノコトハ、地方官ノ意見ヲ徵シテ居リマセ

ヌ、地方官ノ意見ドコロデアアリマセヌ、咄嗟ノ間ニ極マリマシタノデアリマス、成程知事

其人ハ水利組合ノコトマデ、踏入ツテ知ラヌカモ知レマセヌガ、此事ニ付テハ草案モ廻ハ

シマシタシ、又地方官カラ意見ヲ事實徵シタノデ、必ズ地方官ハ自分ノ一個ノ意見ヲ

云ウテ來タコトハ存ジマセヌ、必ズ郡長ナリ或ハ水利組合管理者ノ意見ヲ徵シテ、其

事ガ出テ來タノデアラウト思ヒマス、併ナガラソレモウシテモ是ガナケレバ水利組合ハ成

立タヌト云フ重要ノ事項トハ無論考ヘテ居リマセヌ、是ハ斯ウ致シテ害ガナケレバ汎ク意

見ヲ徵シテ、全國ニ施行スルモノデアレバ、成ルベク是等ノ便利ガアル方ガ宜カラウト云

フノ意見ニ過ギマセヌ

○古井由之君 私ハ原案賛成デアリマス、成ルベク組合成立ノ便宜ヲ得サセルヤウニ

スルニハ原案ノ方ガ却テ便利ト考ヘマス

○委員長(竹越與三郎君) ツレデハ採決シマス、神前君ノ削除説ニ賛成ノ方ハ舉手

舉手者 少數

○委員長(竹越與三郎君) 少數ト認メマス、是ハ原案ニ決シマシタ、第三章ノ全部ヲ議題ニ供シマス

○長晴登君 第三章第二十條ノ末項ニ於テ「第三項ノ條文ニ依リ議員ニナリタル者ニ付キ又同シ」トアリマス、是デケテ削除シタイ、其理由ハ質問スル當時ニ於テ既ニ盡キテ居リマスカラ、別段申シマセヌ

(「賛成々々」ト云フ者アリ)

○長晴登君 ソレカラ此第三章ニ於テ第二十五條ニ於テ、一ツ左ノ三項ヲ追加シ、又二十七條ニモ追加シタイ、ソレハ第二十五條ニ左ノ三項ヲ追加シタイ「數町村ニ互ル組合ニ在リテハ組合規約ヲ以テ議員中ヨリ議長副議長各一人ヲ選舉スルコトヲ得」「此場合ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長副議長共故障アル時ハ前項ノ例ニ據リ前項ノ選舉ニ關スル事項ハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」「議員中ヨリ議長ヲ選舉スル組合ニ在リテハ議長ハ會議錄ヲ添ヘ會議ノ結果ヲ管理者ニ報告スヘシ」ソレカラ第二十七條ニ左ノ一項ヲ加ヘル組合ハ會議ハ公開ス但管理者ノ要求アリタル時又ハ議長ニ於テ必要ト認メタル時ハ傍聴ヲ禁止ス其修正ノ理由ハ原案ニ在ルトコロノ管理者ヲ議長トシテヤルト云フコトハ、一町村内ニアルヤウナ水利組合ノ小サイモノデアレバ、原案ノ方が便利ト思ヒマスケレドモ、數町村ニ互ル場合ニ於テハ或一部分ノ町村長ガ管理者ニナリ、又ハ郡長ガヤツテ見テモ、或ハ他ノ事務若ハソレノ關係ガアツテ、始終議長席ニ居ルヤウナコトモ出來ナイト思ヒマスカラ、或ハ代理者ヲシテ之ヲ務メサセル、場合ガ多ウカラウト思ヒマスカラ、斯ウ云フ場合ニ於テハハツ議長ハ組合ニ於テ互選セシメタ方が適當ト思ヒマスカラ、其途ヲ開カンガタメ此特別ノ規程ヲ設クルモノデアル、此修正案ヲ提出シタ次第アリマス、御賛成ヲ請ヒマス

(「賛成々々」ト云フ者アリ)

○武内美代吉君 チョット二十七條ノ秘密會ハ、何項ニ加ヘマス

○委員長(竹越與三郎君) 二十七條ノ末項ニ加ヘマス——御異議ガアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト云フ者アリ)

○委員長(竹越與三郎君) 政府ハ之ニ對シテドウデス

○政府委員(吉原三郎君) 政府ハ唯今ノ修正ニハ同意致シマス

○委員長(竹越與三郎君) 政府モ御同意デアリマス、ソレデハ修正ハ可決シマス

○横井甚四郎君 唯今ノ修正ノ中、「議長ニ於テ必要ト認メタルトキ、若クハ會議ノ決議ニ依リ傍聴ヲ禁止ス」——「若クハ會議ノ決議ニ依リ」ト、斯ウ入レテ貫ヒタイ、是ハ少シ理由ヲ述ベマス、是ハ管理者ノ求メト議長ノ職權ヲ禁止スルコトハ出來ルガ、會議ノ意見ヲ容レルト云フコトガ入レテナイ、會議ノ意見ニ依リテ隨分利害ノ異ナル問題ガアルノデス、之ヲ入レテ置ク必要ガアルト思ヒマス

○委員長(竹越與三郎君) ドウデス、別段政府モ御異議ハナイヤウデスカラ、ソレデハ横井君ノ修正ヲ更ニ追加シテ御異議ナイト認メマシテ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(竹越與三郎君) ソレデハ、横井君ノ意見ヲ追加シタ修正案ハ通りマシタ、

其他修正ハアリマセヌカ——ナケレバ第三章ハ可決シマシタ——第四章ヲ議題トシマス
○神前修三君 第四章ノ三十四條ノ三項ニ付テチヨット意見ヲ申シマス、「前項會計事務ヲ掌ル吏員ニ付テハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ」トアリマスノヲ、「吏員ニ付テハ第一項監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ」トシテ、府縣知事ト云フ四字ヲ取りタイ、斯ウ修正ヲシタイ

(「修正賛成」ト呼フ者アリ)

○委員長(竹越與三郎君) 御異議ガナケレバサウ決シマス、其他修正ハアリマセヌカ、ナケレバ第四章ハ全部可決シマス、第五章全部ヲ議題トシマス

○神前修三君 私ハ此四十八條ノ但書ヲ修正致シタイト存ジマス、「但シ特別ノ事情アルモノハ土地ニ對シテノミ之ヲ賦課シ又ハ組合規約ヲ以テ其賦課方法ヲ定ムルコトヲ得」斯ウ云フ修正ニ改正シタイノデアリマス、原文ノ賦課ト云フ字ヨリ下ノ六字ヲ削除シマシテ「賦課シ又ハ組合規約ヲ以テ其賦課方法ヲ定ムルコトヲ得」斯ウ云フ具合ニ修正致シタイノデ、其理由ハ大ナル組合ニ於キマシテハ、種々ノ賦課法ノ慣行ガゴザイマスノデ、然ルニ此文面ヨリ單ニ見マシタトキニハ、從來ノ慣行ヲ破壞セラル、ヤウナ虞ガゴザイマスデ、此修正ヲ致シタイト思フ、又五十一條ノ規程モゴザイマスケレドモ、此五十一條ノ規程トハ少シ相違致シテゴザイマス、故ニ此組合ノ從來ノ慣行ヲ維持致シタイタメニ、此處ニ明カニ此修正ヲ加ヘタイ、斯ウ云フ趣意デゴザイマスカラ、此動議ヲ提出致シマス

○政府委員(床次竹二郎君) 唯今神前君カラ修正ノ御説デゴザイマシタガ、今御話ノ如キコトハ此五十一條ノ規程ガアリマスノデ、此五十一條ハ現行ノ第三十九條ヲ受ケテ、尙細カニ之ヲ規定シタノデゴザイマスガ、ソレ以外ニ慣行ガアルト云フコトハ、現行ノ法律ニ於テモ認メラレナイノデアリマス、恐クハ今御話ノ如キコトハ、現行法ノ二十九條ニアリマス事柄ニ嵌ッタコトデアルノデハナイカト思フノデス、若シ是ニ嵌ラナイ慣行デアルト致シマスレバ、現行法デモ認メテ居ラヌトコロノ慣行ヲ、尙此新條例ニ於テ認ムルト云フコトハ、條理ニ於テ甚ダ宜シクナイト思ヒマスカラ、是ハ尙御考ヲ願ヒタイモノト思ヒマス

○神前修三君 一應政府委員ニ此點ニ付テハ確メ置キタイト存ジマス、此四十八條及此水利組合ノ慣行ヲ破壞スルト云フコトハ、餘程重大ナル事柄デアツテ、曩ニ内務次官カラノ御答辯ニモ、是等ノ事柄ハ總テ從來ノ慣行ヲ破壞シナイ方針ヲ以テ、此立案ヲセラレタノデアルト云フ御話デゴザイマシタガ故ニ、私ハ此修正ヲ致シテ明カニ致シテ置キタイト思ヒマスガ、別段此規程ヲ設ケヌトモ、現在ノ政府案ノ儘ニ致シテモ、從來ノ慣行等ハ餘リ破ラナイト云フ政府ノ御見込デアリマスガ、其邊ヲ明カニ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(床次竹二郎君) 從來ノ慣行ハ敢テ破ラヌ積リデアリマス

○委員長(竹越與三郎君) 神前君ノ修正動議ニ賛成ガアリマスカ

○神前修三君 慣行ヲ破ラヌナラバ、私ハ動議ヲ取消シマス

○委員長(竹越與三郎君) ソレナラバ別段動議ハアリマセヌカ、外ニナケレバ第五章ハ極マリマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○委員長(竹越與三郎君) 御異議ガナケレバ五章ハ可決シマス、第六章全部ヲ議題ニ供シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(竹越與三郎君) 御異議ガナケレバ、六章ハ原案通り通過シマス、第七章全部ヲ議題ト致シマス

○神前修三君 八十一條ニ付テ意見ヲ述ベマスガ、此八十一條ノ三項ニ「府縣知事ハ吏員ノ解職ヲ行ハントスルトキハ」云々トアリマス、是モヤハリ府縣知事トスルヨリ第一次監督官廳トスル方ガ穩當ト思ヒマスカラ、此修正動議ヲ提出致シマス

○政府委員(吉原三郎君) 此府縣知事ト此處ニ書キマシタノハ、是ハ組合會ノ吏員ノ懲戒ノ如キモノニ付テモデス、此解職ト云フコトハ餘程重イコトニナツテ居リマスカラ、ツレデ是ハ一次監督官廳デナクシテ、府縣知事ニヤラセル方ガ其當ヲ得テ居ル、斯ウ云フトコロカラ解職ト云フ事柄ガ重イノデ、特ニ府縣知事ト云フトコトニナツテ居リマス、ドウカ是ハヤハリ府縣知事ト致シテ置イタ方ガ宜カラウト思ヒマス

〔原案賛成〕ト呼フ者アリ

○委員長(竹越與三郎君) 原案賛成ガ多イヤウデスカラ原案ニ決シマス、第八章ヲ議題ニシマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(竹越與三郎君) 御異議ガナケレバ原案通り可決シマス、附則全部ヲ議題ト致シマス——御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(竹越與三郎君) 御異議ガナケレバ、確定シマス

○横井甚四郎君 是ハ明日ノ本會ニ報告セラレンコトヲ希望致シマス、イブレ議事日程ニハ載ツテ居リマスマイガ、委員長ガ時機ヲ見テ議事日程ノ變更ヲ求メテヤツテ戴キタイ、是ヲ要求シテ置キマス

○飯島省三郎君 チョット序ニ……此執行ニ何時マデニ致シマスカ

○政府委員(吉原三郎君) 置ハ直デ差支ナイト思ヒマス

○委員長(竹越與三郎君) ツレデハ水利組合法ハ確定シマシタ、散會致シマス

午後零時二十二分散會

參照

第二十五條ニ左ノ三項ヲ加フ

組合會ハ組合ノ區域數市町村ニ涉ルモノニ在リテハ組合規約ヲ以テ議員中ヨリ議長副議長各一人ヲ選舉スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長副議長共ニ故障アルトキハ前項ノ例ニ依ル
前項選舉ニ關スル事項ハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
議員中ヨリ議長ヲ選舉スル組合ニ在リテハ議長ハ會議錄ヲ添ヘ會議ノ結果ヲ管理者ニ報告スヘシ

第二十七條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

組合會ノ會議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
一 管理者ヨリ傍聴禁止ノ要求ヲ受ケタルトキ
二 議長ニ於テ傍聴禁止ノ必要アリト認メタルトキ
三 議員三人以上ノ發議ニ依リ傍聴禁止ヲ可決シタルトキ
前項第三號ニ依ル發議ハ討論ヲ須井ス其ノ可否ヲ決スヘシ

明治四十一年二月二十八日印刷

明治四十一年二月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局